

国立大学法人滋賀医科大学学長選考会議（令和3年度第2回） 議事要旨

日 時： 令和4年1月24日（月） 15時30分～17時04分
（経営協議会終了後）

場 所： 大会議室（管理棟3階）

出席者： （学外委員）位田委員・議長、川端委員、稲盛委員、渡邊委員
（学内委員）清水委員、室寺委員、等委員、村上委員、桑田委員

欠席者： （学外委員）畑下委員

陪席者： 船橋監事、山科監事、西田総務企画課長、林同課長補佐、同総務係

議 題：

○確認事項

1. 学長選考会議（令和3年度第1回）議事要旨について
位田議長から、資料1に基づき、前回の学長選考会議（令和3年度第1回）の議事要旨について報告があり、了承された。

○協議事項

1. 国立大学法人法の一部改正に伴う規程等の改正について
審議に先立ち位田議長及び西田総務企画課長から、資料2-1に基づき、国立大学法人法の一部を改正する法律の施行（令和4年4月1日）について、学長選考会議に学長の職務執行状況の報告を求める権限等が付与され、その名称が学長選考・監察会議となること、利益相反の防止や中立性の確保の観点から、学長や理事の当該会議委員への就任が制限されることなど、法令改正の内容のうち、学長選考会議に関係する部分について説明があった。
引き続き、当該法令改正に伴い、本学学長選考会議に係る学内規程等のうち関係する条文を改正し、併せてその他の一部条文等を整理・改正することについて説明があり、資料2-2～4に基づき、次の1）～3）のとおり各規程等の改正について審議された。
 - 1) 国立大学法人滋賀医科大学学長選考会議規程
位田議長及び西田総務企画課長から、資料2-2に基づき、国立大学法人滋賀医科大学学長選考会議規程の改正について説明があり、審議の結果、第2条第1項第5号について、学長を対象とした事由調査を指すことが明確となるよう、議長に一任のうえ条文を修正することとなった。その他は、原案どおり承認された。

なお、審議に際して、理事を学長選考・監察会議の委員に含めることの可否について議論の結果、利益相反の防止や中立性の確保等といった今回の法令改正の趣旨に鑑み、本学においては従前どおり、委員就任の有資格者に理事を含めないこととなった。そのため、第3条第1項第2号については原案どおりとし、改正は不要であることが確認された。

2) 国立大学法人滋賀医科大学学長選考規程

位田議長及び西田総務企画課長から、資料2-3に基づき、国立大学法人滋賀医科大学学長選考規程の改正について説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

3) 国立大学法人滋賀医科大学学長選考実施細則

位田議長及び西田総務企画課長から、資料2-4に基づき、国立大学法人滋賀医科大学学長選考実施細則の改正について説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

2. 学長の業務執行状況の確認事項・内容について

位田議長及び林総務企画課課長補佐から、資料3-1・2に基づき、令和4年6月6日に実施を予定している令和3年度の学長の業務執行状況の確認事項・内容について説明があり、審議の結果、確認事項のうち1.について、次のとおり修正することとなった。その他は、原案どおり承認された。

【原案】 1. 学長選考時の所信表明で示された方針に係る就任後2年度目の成果について（方針の修正を含む）

【修正】 1. 学長就任後の2年間の、特に2年度目の成果について

○報告事項

なし。

○その他

位田議長から、今期（令和2年4月1日から令和4年3月31日まで（2年間））最後の学長選考会議の終了に際して、委員各位のこれまでの協力に対して謝辞があった。

なお、併せて位田議長から、次期（令和4年4月1日から令和6年3月31日まで（2年間））の学長選考・監察会議^{※注}の委員については、新任・再任を含め、今後、経営協議会及び教育研究評議会において選出される予定であるところ、次期会議への申し送り事項とする特段の意見・要望等があれば、議長により整理し取りまとめるので、総務企画課総務係へ申し出るよう依頼があった。

※注 国立大学法人法の一部改正に伴い、学長選考会議については、令和4年4月1日から学長選考・監察会議に名称を変更予定。

以上